

世田谷区 自動車臨時運行許可申請

その3 運行開始日 について

【例 令和8年4月】

- 開庁日は下記の閉庁日を除く平日です。
※閉庁日：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）
- **運行開始日** は、受取（窓口来庁）希望日と同日又はその翌日となります。
※ただし、受取（窓口来庁）希望日が閉庁日の直前の開庁日となる場合、当該閉庁日又はその直後の開庁日を運転開始日とすることは可能です。

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10 受取希望日	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22 受取希望日	23	24	25
26	27	28 受取希望日	29 昭和の日	30	5/1	

例1: 4月10日（金曜日）を受取希望日として設定し、運行開始日として設定可能な日は4月11日（土曜日）と4月12日（日曜日）です。

例2: 4月22日（水曜日）を受取希望日として設定し、運行開始日として設定可能な日は4月23日（木曜日）と4月24日（金曜日）です。

例3: 4月28日（火曜日）を受取希望日として設定し、運行開始日として設定可能な日は4月29日（水曜日）と4月30日（木曜日）です。